



組 織 権 の 設 定 申 請 書

組 織 権 者 株 式 会 社 浦 佐 鉱 業 所
組 織 権 者 と 共 同 石 炭 鉱 業 株 式 会 社
な る う と す る 者

共同石炭
F
5

租 賦 権 の 設 定 申 請 書

一 申請区域の所在地および面積

福岡県基郡福橋町、山田市港内

面積 貳千五百七拾壹テール

二 目的とする権利の名称

石 炭 耐火粘土

三 採掘権の登録番号

福岡県採掘権登録部貳四九〇号

四 特定した鉱床

石炭層のうち本層群中の杉谷上二尺層、杉谷五尺層（杉谷下二尺層、杉谷本層）

間三尺層、コイモリ五尺層、下二尺層、土間八尺層、御軍八尺層、並びにこれに

附屬する耐火粘土

五 存続期間

設定登録の日より昭和四十三年三月三十一日迄

六 租賦料ならびにその支払の時期および方法

租賦料は一金七七、〇〇〇千円としその支払時期および方法は租賦権設定登録時

一 三〇〇〇千円、昭和四十年九月末一三〇〇〇千円、昭和四十一年三月末
一三〇〇〇千円、昭和四十一年九月末一三〇〇〇千円、昭和四十二年三月末
一三〇〇〇千円、昭和四十二年九月末一三〇〇〇千円とす。

右の区域において租賦権の設定を許可されたる区域図（鉱床図、鉱床図の説明書、鉱
害防止のための設備設計書）理由書および契約書を添えて申請します。

昭和四拾年 五月 一日

北九州市若松区本町貳丁目貳〇六番地

租賦権者とな

るうとする者 共同石炭鉱業株式会社

右代表取締役 人 交 太 兵 衛

福岡県基郡福橋町大字才田貳貳六番地

右代理人 堀 田 健 雄



福岡高等師範学校 大字 明治五十五年
探頭 圖書 株式会社 衛生救護所
右代吏取 録役 原 真

福岡高等師範学校 大字 明治五十五年
探頭 圖書 株式会社 衛生救護所
右代吏取 録役 原 真

竈 床 殿 間 書

て申辯区域の所在地および面積

福岡県嘉穂郡藤崎町、山田市地内

面積 貳千五百七拾壹デール

二目的とする鉱物の名称

石 炭 耐火粘土

又採掘権の登録番号

福岡県規則制定府規則九〇号

又特許した鉱床

石炭層のうち本層群中の杉谷上二尺層、杉谷五尺層（杉谷下二尺層、杉谷本層）

間三尺層、コイモリ五尺層、下二尺層、土間八尺層、御軍八尺層並びにこれら附

随する耐火粘土

右設定申辯区域の地質は第三紀層に属し、頁岩、砂岩、砂質頁岩、礫岩の互層より構成されている。この間に介する炭質層は重方層群である、上部より竹谷層群、本層群、大徳層群の三炭層群が賦存している。

距離は申辯区域外にあり、南に所有鉱区の北部に竹谷層群、南部に本層群、鉱区外に大徳層群の各鉱区がある。走向は概ね北西から北東に走り、北東の端申辯区域に阿

つて約二〇度傾斜している。従つて申辯区域面積は全炭層群が賦存する。

主たる層は申辯区域の南部に目青（落差約二五米）深部に御八立入（落差約一五米）の各正断層があり、二層間地帯南北に走っている。

炭層深度は竹谷層群、本層群間は約一〇米、本層群、大徳層間間は約一五米である。本層群中の下部炭層であるコイモリ五尺層、下二尺層、土間八尺層、御軍八尺層の四炭層は火氣岩の侵入を受け、燐石と炭質が変化し、炭層もゼラチン状を呈する地帯が多い。

本申請目的炭層は左記炭層にして、その炭層の厚さは左記の通りである。

杉谷上二尺層	山丈 一〇・〇米	炭丈 〇・八〇米
杉谷五尺層	杉谷 二尺層	炭丈 〇・八米
杉谷本層	杉谷 本層	炭丈 〇・八米
間三尺層	杉谷 本層	炭丈 〇・八米
コイモリ五尺層	杉谷 本層	炭丈 〇・八米
下二尺層	杉谷 本層	炭丈 〇・八米
土間八尺層	杉谷 本層	炭丈 〇・八米
御軍八尺層	杉谷 本層	炭丈 〇・八米

当申請区域は右記既得が既存することは、現在当社日吉既得に於ける同種状態および
都達生既得所の採掘状態より推定し、明らかである。
右既得説明におよびます。

昭和四拾年 五月 一日

北九州市若松区本町貳丁目貳〇番地

租税権者とな
るうとする者 共同石炭産権株式会社

右代表取締役 入 更 太兵衛

福岡県高橋郡福岡町大字才田貳貳番地

右代理人 梅 田 雄 雄



理 由 書

本組炭掘設定区域は、株式会社津生炭礦所所有の福岡県福岡市東区四九〇番炭区内の西部中央部に在り、申請人の炭区と隣接しその設定申請炭層は、本炭群中の杉谷上二尺層、杉谷五尺層（杉谷下二尺層、杉谷本層）一層三尺層（以上を上部炭層という）、コイモリ五尺層、下二尺層、土間八尺層、割取八尺層（以上を下部炭層という）の七炭層であります。

当申請区域の設定炭層の開采に當つては、申請区域の西部にある申請人の経営する日吉炭坑の竹炭八尺坑より上部炭層の煤質、杉谷二尺坑より下部炭層の煤質を採掘する、その方法は両坑口共現有の本炭および砂炭層を、その煤質を、本炭より片層を設定することにより容易に採掘し得ます、かように技術的、経済的見地より至当であると認ぜられます。

又之に對応する坑外施設備も完備してありますので、坑内外の諸般に亘つて、至便であります。

故に今届炭掘を設定し、申請人の炭区と共に合併施設を實施しますと合理的に、且経済的に圖られ、炭利の有効利用を圖り得ることとなります。

従つて炭掘設定を申請する次第であります。

昭和四年 五月 一日

北九州市若狭区本町貳丁目貳〇六番地

炭掘權者とな るうとする者 共同石炭炭掘株式会社

右代表取締役 入 交 大兵衛

福岡県福岡市東区福岡町大字才田貳貳六番地

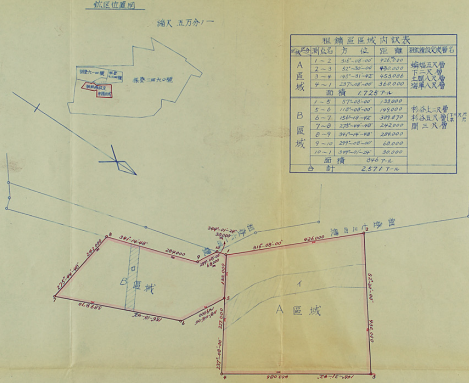
右代理人 藤 田 義 雄



契約書添付圖

縮尺五十分之一

根據區區域內表			
區名	方位	距離	距離測量方法
A 區域	1-2	315'-10"-00"	820.720
	2-3	315'-30"-00"	800.000
	3-4	103'-31"-42"	453.000
	4-5	237'-00"-00"	560.000
	面積	6728 平方尺	
B 區域	1-5	375'-00"-00"	920.000
	5-6	115'-00"-00"	290.000
	6-7	150'-10"-00"	377.000
	7-8	275'-00"-00"	692.000
	8-9	305'-00"-00"	760.000
	9-10	295'-00"-00"	730.000
	10-1	305'-00"-00"	760.000
	面積	3400 平方尺	
	合計	2378 平方尺	



組 鉄 権 設 定 契 約 書



株式会社宝生鉄鋼所を甲とし、共同石灰炭業株式会社を乙とし、
乙が甲所有敷区の一部に組鉄権を設定することについて、次のと
おり契約を締結する。

第1条 甲は乙が甲所有の福岡県採掘権登録第2990号鉄区の
一部別添図面図示の

(1) A区域面積1723アールに賦存する炭層のうち幅五尺層、
下二尺層、土間八尺層、海軍八尺層並びにこれに附随する附
火粘土

(2) B区域面積744アールに賦存する炭層のうち杉谷上二尺層、
杉谷五尺層（杉谷下二尺層、杉谷本層）間三層並びにこれに
附随する附火粘土

に組鉄権を設定することを承諾する。

2 前項の表示面積については、所轄官庁の修正命令によりこれに
多少の異動を生じても甲、乙とも異議のないものとする。

第2条 前条の組鉄権存続期間は設定登録の日から昭和43年3
月31日までとする。

第3条 第1条の組鉄料は金7,000千円也とし、その支払方
法は次のとおりとする。

①組鉄権設定登録時	1,000千円
②昭和40年9月末	1,000千円
③昭和41年3月末	1,000千円
④昭和41年9月末	1,000千円
⑤昭和42年3月末	1,000千円

昭和42年9月末 1,000千円

第4条 乙は組鉄区の採掘については、予め甲に調査案または事業
計画を提示し、その承諾を得なければならない。これを変更しよ
うとするときもまた同様とする。

第5条 甲は乙の組鉄区採掘について隨時その採掘箇所に入入り測
量その他の調査をなし、または参考資料の提出を求めることが
できる。

2 前項の場合においては、乙はこれを承諾し出来得る限りの便宜を
与えるものとする。

第6条 乙は組鉄区内の採掘により甲の事業に支障をきたさないよ
う最善の処置を講じなければならない。

2 万一、甲の事業に支障を及ぼした場合は、乙は損害賠償の責に任
ずるものとする。

3 乙は別添図面図示のイおよびロ区域において甲の主要坑道の直上お
よび直下の採掘により甲に損害を与えた場合は、乙はその損害額
を賠償するものとする。

第7条 乙は、本契約に基づく権利、義務を甲の承諾なしに第三者
に譲渡し、若しくはその他権利の対象としてはならない。

第8条 この契約に基づく細目事項につき必要ある場合は、甲、乙
間で別途協定するものとする。

第9条 乙が、この契約の規定に違反したときは、甲はこの契約を
解除することができる。

2 甲は前項の規定により契約を解除した場合においても乙に損害賠
償を請求することができる。

第70条 この契約に規定する事項または規定のない事項につき
異議を生じたときは、甲、乙互に誠意をもつて協議しその解決
にあたるものとする。

上記契約の証として、本書3通を作成し、甲、乙各1通を保有し
他の1通は登記簿設定申請用を使用する。

昭和40年3月1日

福岡県高橋郡築町大字養生5番地

甲 株式会社養生会館所

代表取締役 原

真

福岡県北九州市若松区本町2丁目204番地

乙 共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入交太兵衛

山王定花用 現修755号

契 約 書

株式会社津産炭礦所（以下甲という。）と共同石炭炭業株式会社（以下乙という。）と三井鉱山株式会社（以下丙という。）とは、租鉱権設定に關し次のとおり契約を締結する。

（租鉱権）

第1条 甲は、その所有に係る福岡県採掘権登録第2490号鉱区の一部別圖顯示區域に賦存する次の炭層に、乙が租鉱権を設定することを承諾する。

(1) A区域面積17237アル内の幅五尺層、下二尺層、土間八尺層及び海軍八尺層

(2) B区域面積5447アル内の杉谷上二尺層、杉谷五尺層（杉谷下二尺層、杉谷本層）及び間三尺層

ただし、乙が履行する炭層は、A区域については土間八尺層、B区域については杉谷上二尺層及び杉谷五尺層（杉谷下二尺層、杉谷本層）に限るものとする。

2 租鉱区域内における目的鉱物は、石炭のみとし、乙の履行により耐火粘土を産出することがあつた場合は、乙は、すべてこれを甲に引き渡すものとする。

（存続期間）

第2条 租鉱権の存続期間は、その設定登録の日から昭和43年3月31日までとする。

2 前項の満期にかかわらず、乙は、履行のための準備を昭和42年12月31日までに完了するものとする。

（租鉱料）

第3条 乙は、租鉱料として金25918千円を甲に支払わなければならない。

2 前項の租鉱料は、1/100の均等分割払いとし、この場合、租鉱料の未払額に対して年利4分で計算した利息を加えて、別紙1に示す区分により支払うものとする。

（採掘制限）

第4条 乙は、租鉱区域のうち別圖顯示のa、b及びcの区域については、保護炭柱としてこれを採掘しないものとする。ただし、aの区域において履行のため掘さくする坑道については、この限りではない。

（事業計画）

第5条 乙は、租鉱区の採掘に關しては、事前に甲に事業案又は事業計画を提出し、その承諾を得なければならない。これを変更するときも同様とする。

（立入り調査等）

第6条 甲は、租鉱区内に立入り、測量その他の調査を行ない、又は参考資料の提出を求めることができる。

2 前項の場合、乙はこれを承諾し、できる限りの便宜を与えるものとする。

3 乙は、毎月末日現在の採掘現況図を、翌月10日までに甲に提出しなければならない。

（損害防止）

第7条 乙は、租鉱区の採掘により、甲に損害を及ぼさないよう最善の措置を講じなければならない。

2 乙は、万一甲に損害を及ぼした場合は、損害賠償の責を負うものとする。

(施設の譲渡)

第5条 乙は、別図図示のA区域において、乙が發行のために築き出した坑道のうち御氣道並びにこれに隣接する巻揚施設等を、乙の採掘終了時に甲に対して譲渡する。ただし、譲渡については、甲、乙別途協議する。

2 乙は、前項の譲渡に關する甲の専断計画に必要な諸手続を以て、甲の申し出を承諾し、これに協力する。

(鉱害賠償)

第9条 乙は、鉱害区域の採掘により、地上物件に与えた鉱害については、責任をもつて賠償しなければならない。

2 乙は、前項の鉱害処理を丙に委託する場合は、都度所要額を丙に支払わなければならない。

第10条 乙は、前条鉱害に對する賠償金として金2,700千円を、別紙Bに示す区分により積み立てるものとする。

2 丙は、前項の積立金に對して、年6分の単利を付し、将来乙が賠償を完了したとき清算する。

第11条 乙は、鉱害区域復旧後の鉱害処理を丙に委託する場合は、その原価を以て算定した所要額を丙に支払う。

2 前項の場合、所要額には前条積立金を充當するものとし、不足を生ずるときは、乙は不足額を支払わなければならない。もちろん、余剰が生ずることがある場合は、丙は、その分を乙に返還する。

第12条 乙が鉱害の賠償を履行しない場合又は丙に委託のときと前条第2項の不足額の支払いが履行されない場合、連帯保証人たる入安商事株式会社は、乙に代つて履行する。

(権利義務の譲渡禁止)

第13条 乙は、本契約に基づく権利義務を、甲及び丙の承諾なしに、甲、乙別途協議第3者に譲渡し、もしくはその他の権利の対象としてはならない。

(契約の解除)

第14条 甲及び丙は、乙が本契約の規定に違反したときは、本契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約を解除した場合、甲及び丙は、乙に損害賠償の請求をすることができる。

(契約の解決)

第15条 本契約に規定する事項又は規定のない事項について異議を生じたときは、甲、乙及び丙は、互いに誠意をもつて協議し、その解決に努めるものとする。

本契約の締結の証として本書2通を作成し、甲、乙及び丙が各1通を保有し、連帯保証人はこの写を保有する。

昭和40年5月1日

福岡県高橋郡高橋町大字鳴生55番地

甲 株式会社 衛生製薬所

代表取締役社長 大 西 重吉郎

福岡県北九州市若狭区本町2丁目206番地

乙

共同石炭鉱業株式会社

代表取締役社長 入交 太兵衛

東京都中央区日本橋室町2丁目 / 番地 /

丙

三井鉱山株式会社

代表取締役社長 倉田 興人

東京都中央区銀座7丁目3番地

連帯保証人

入交商事株式会社

取締役社長 入交 太朗

別紙 /

支払期日	収 入 科 (単位：円)			
	元 金	利 息	元利合計	支払額
昭和 6 年 6 月末	2591,800	129,590	2721,390	272,674.5
同年 7 月末	2591,800	116,631	2708,431	270,800.0
同年 8 月末	2591,800	103,672	2695,472	269,500.0
同年 9 月末	2591,800	90,713	2682,513	268,200.0
同年 10 月末	2591,800	77,754	2669,554	266,900.0
同年 11 月末	2591,800	64,795	2656,595	265,600.0
同年 12 月末	2591,800	51,836	2643,636	264,300.0
昭和 7 年 1 月末	2591,800	38,877	2630,677	263,000.0
同年 2 月末	2591,800	25,918	2617,718	261,700.0
同年 3 月末	2591,800	12,959	2604,759	260,400.0
合 計	2591,800.0	712,763	2663,074.5	266,307.5

(注) 前 / 回の支払額は、第 2 回分以降の元利合計の千円未満の端数額の加算する。



別紙 2

積立期日	保証金積立額 単位：円
昭和 4 / 年 6月1日	16358920
同年 6月末	926080
同年 7 2月末	935000
同年 8月末	935000
同年 9月末	935000
同年 10月末	935000
同年 11月末	935000
同年 12月末	935000
昭和 5 年 1月末	935000
同年 2月末	935000
同年 3月末	935000
合 計	21700000

委任状

福岡県高橋郡橋本町大字才田式六番地
梅田 義雄

右の者を私の代理人と定め左の権限の行為を委任す

「飯塚港第七十七条および同法規則第二十三条に基き、株式会社徳産飯塚港所有の福岡県高橋郡飯塚港式四九〇番地区内に左記の通り、租飯権設定の申請を為し、認可通知書を受領に際する飯塚港認可通知書交付決定に基き納税を納付し、登録済証を受領に至る迄の一切の行為

記

所在地 福岡県高橋郡橋本町、山田市内

面積 式千五百七拾零アム

特定した飯塚 石炭層のうち本層群中の杉谷上二尺層、杉谷五尺層（杉谷下二尺層、杉谷本層）、岡三尺層、コイモリ五尺層、下二尺層、土

間八尺層、御軍八尺層並びにこれに附随する耐火粘土

右代理人委任の意思を表示す

昭和四拾年 五月 一日

北九州市若狭区本町式丁目式〇六番地

租飯権者とす 共同石炭飯塚株式会社

右代理人取替役 入 交 太兵衛



登記簿抄本

一 商号

大同石炭鉱業株式会社

一本店

北九州市若松区本町貳丁目貳番地

一 代表取締役の住所氏名

前知事小津町若松九番地

入 文 太 真 衛

以上全日

右は登記簿の抄本である

年 月 日

在 前 知 事 小 津 町 若 松 九 番 地

印 官

(登記簿本照本) 印 官



成 知 事 印

祖鎮區

區域圖

鎮底圖

福岡県嘉穂郡稲築町大字才田本谷二六ノ一

(稲築局区内)

共同石炭
鋳業株式会社

日吉鋳業所

電話 稲築四三〇番
大隈一一番